

滝沢市分別収集計画（第 11 期）

（令和 8 ～ 1 2 年度）

令和 7 年 9 月

滝 沢 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量 の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 ...	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造する地域づくりをしていくためには、物の大量生産、大量消費及び大量廃棄に代表される「使い捨て社会」を脱却し、「リサイクル型社会」へ転換していく必要があります。

本市では、昭和57年から4大分別収集を実施し、ごみの減量化とともに資源化及び再使用について市民の協力のもと、平成9年10月よりペットボトルの分別収集を開始し、その効果は顕著なものとして現れています。

施設については、平成10年1月に最終処分場が竣工し、平成14年10月から溶融処理施設が本格稼働しています。また、平成24年9月からリサイクル施設が稼働しています。

このような中で、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、更なる資源化及び最終処分場の延命化を図るため、市民、事業者及び市の役割の明確化及び具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

今後は、本計画を進めるにあたり、容器包装廃棄物の3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））を推進することによって、環境に調和した快適な地域づくりに努め、循環型社会の形成を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりです。

- （1）ごみの発生抑制及び資源化を目指した社会をつくります。
- （2）市民、事業者及び市が一体となって、ごみの発生抑制及び資源化に取り組みます。
- （3）ごみの資源化推進に適した処理施設及び処理体制の整備に努めます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール及びペットボトルを対象とします。

また、令和 1 0 年度からはプラスチック製容器包装及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	926.3 t	923.7 t	1357.2 t	1353.3 t	1349.5 t
製品プラスチック			109.0 t	108.7 t	108.4 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、市民、事業者及び市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ることが重要です。

（1）環境教育及び啓発活動の充実

ア ごみ減量化・資源化に関する教育を学校及び地域社会の場で取り上げていきます。

イ 小・中学校の総合的な学習の授業等でごみ問題を取り上げたり、一般市民を対象とした処理施設の見学会の開催及び出前講座活動への協力を行います。

ウ あらゆる機会を活用し、市民及び事業者に対してごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況について情報提供し、認識を深めてもらいます。

(2) 集団資源回収活動団体への奨励金の交付

地域住民が組織する団体が自主的に資源物の集団回収を行う場合、その団体に対する奨励金制度を継続実施します。また、団体が資源物の回収活動ができるように保管する物置（ストックヤード）の整備に対して補助します。

(3) 過剰包装の抑制

市内小売業者等（以下「スーパー等」という。）、各種団体及び市の三者で締結した「滝沢市における容器包装廃棄物削減への取組に関する協定（以下「三者協定」という。）」に基づいてスーパー等による容器包装廃棄物の店頭回収の推進、各種団体によるマイバックの持参及び店頭回収利用に向けた呼びかけ、市による市民への広報活動等に努めます。

(4) ごみ減量化・資源化の推進

ごみ減量化・資源化を推進するため、市民は、自主的にごみから資源を分別し、三者協定に基づくスーパー等の店頭回収へ積極的に持ち込むとともに、自治会、子ども会、学校等は、集団資源回収活動に積極的に取り組みます。市は、それ以外の資源を引き受け、資源化を図るとともに、広報等周知により市民、事業者及び各種団体のごみ減量化・資源化意識の高揚及び醸成を図ります。

ア 主な店頭回収品目

店頭回収品目の区分及び内容	
発泡スチロールトレイ	
透明容器	
紙パック	・牛乳の紙パック等
卵パック	・透明な卵パック
ペットボトル	
缶類	・スチール缶、アルミ缶
古紙	・新聞紙、雑誌

備考 実際の店頭回収品目は、スーパー等により異なる。

イ 主な集団資源回収品目

集団資源回収品目の区分及び内容		
びん類	リターナブルびん	・ビールびん、一升びん等
	その他	・ジュース類、酒類等のびん ・しょうゆ、みりん、酢等のびん
金属類	スチール缶	・ビール、ジュース等の缶
	アルミ缶	・ビール、ジュース等の缶
	その他	・鉄なべ、鉄びん等の鉄製品 ・やかん、なべ等のアルミ製品 ・銅管、やかん等の銅製品
紙類	古紙	・新聞紙、チラシ、コピー用紙
	古本	・雑誌、書籍類、カタログ
	紙容器	・段ボール、菓子箱、ティッシュ箱
	紙パック	・牛乳、ジュース等の紙パック
布類	古布	・タオル、シーツ、タオルケット、衣類等の綿製品

備考 実際の集団資源回収品目は、リサイクル業者により異なる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		金属
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラス
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装、白色トレイについては、溶融処理施設にて、ごみ発電の熱エネルギーとして回収しています（一般家庭400世帯分の発電能力）。

なお、プラスチック製容器包装（ペットボトル、白色トレイ以外）及び製品プラスチックは令和10年度から分別収集を開始します。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

別表のとおりとします。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条} \\ \text{第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} = \text{年間1人当たり排出量} \times \text{推計人口} \end{array} \right)$$

※年間1人当たり排出量は、令和6年度排出実績量÷令和6年度人口で算出

※推計人口は「県央ブロックごみ・し尿処理基本構想」の将来人口推計を用いました。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
54,822人	54,667人	54,511人	54,356人	54,201人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に関連する施設は、現在活用している施設で選別、圧縮及び保管します。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民の意見及び要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民及び各種団体からの委員で構成された「滝沢市ごみ減量化推進委員会」の取組等を促進します。

また、「滝沢市ごみ減量化行動計画」に基づいて市民、事業者、各種団体及び市の連携及び協働によるごみ減量化・資源化を推進します。

別 表

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	94.9 t		94.6 t		94.4 t		94.1 t		93.8 t	
主としてアルミ製の容器	110.8 t		110.5 t		110.2 t		109.8 t		109.5 t	
無色のガラス製容器	合計 126.0 t		合計 125.7 t		合計 125.3 t		合計 125.0 t		合計 124.6 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	126.0 t	0.0 t	125.7 t	0.0 t	125.3 t	0.0 t	125.0 t	0.0 t	124.6 t	0.0 t
茶色のガラス製容器	合計 111.3 t		合計 111.0 t		合計 110.7 t		合計 110.3 t		合計 110.0 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	111.3 t	0.0 t	111.0 t	0.0 t	110.7 t	0.0 t	110.3 t	0.0 t	110.0 t	0.0 t
その他のガラス製容器	合計 63.0 t		合計 62.8 t		合計 62.6 t		合計 62.5 t		合計 62.3 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	63.0 t	0.0 t	62.8 t	0.0 t	62.6 t	0.0 t	62.5 t	0.0 t	62.3 t	0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。)	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
主として段ボール製の容器	249.8 t		249.1 t		248.4 t		247.7 t		247.0 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 170.5 t		合計 170.0 t		合計 169.5 t		合計 169.0 t		合計 168.6 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量		独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	170.5 t	0.0 t	170.0 t	0.0 t	169.5 t	0.0 t	169.0 t	0.0 t	168.6 t	0.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 436.1 t		合計 434.8 t		合計 433.6 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	436.1 t	0.0 t	434.8 t	0.0 t	433.6 t	0.0 t
	合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 0.0 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	合計 0.0 t		合計 0.0 t		合計 109.0 t		合計 108.7 t		合計 108.4 t	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量		独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	109.0 t	0.0 t	108.7 t	0.0 t	108.4 t	0.0 t